

2020年1月22日

会員各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会

S B弾の運搬時の上限数量等緩和について

この程、下記のとおり22口径ヘリ打ち競技用実包（S B弾）の運搬時の数量上限等に関する国の省令等が改正されましたのでお知らせします。今回の省令等の改正に合わせて旅客運送事業者の約款等も2020年1月31日から同様に改訂施行される予定です。

この改正は、移動時の制約が競技振興の妨げにならないようにとの観点や、実際のS B弾実包の火薬量が少量であることなどを勘案して競技用S B弾に限定して緩和されたものであり、会員の皆さんが実際に携帯して車両等へ持込む際には、車内での安全確保、盗難、紛失の防止にこれまで以上に留意されるようお願いいたします。

(記)

項目	改正後 2020年1月31日より
鉄道へのS B弾持込み（一人当たり）	800発まで可
乗合バスへのS B弾持込み（一人当たり）	800発まで可 ※1
タクシーへのS B弾持込み（一人当たり）	800発まで可 ※1
貸切バスへのS B弾持込み（一人当たり）	800発まで可 ※1
自家用車でのS B弾輸送時の消火器搭載	8000 発を超えない場合は消火器搭載は不要。超える場合は容量合計8Lの消火器の搭載が必要。

※1 バスタクシーに持込む場合は貨物室やトランク収納ではなく所持者本人が実包を携帯すること。

なお、初心者講習会でのテキスト「猟銃等取扱読本」における上記に関する記述は今後順次改訂されていく予定です。

以上